

2022年1月13日

各 位

日新火災海上保険株式会社

支払審査委員会における審査実施状況について

当社では、社外委員3名（医師、弁護士、大学教授）ならびに社内委員2名で構成する「支払審査委員会」を2006年12月に設置し、保険金のお支払において、高度な法的・医学的判断を要する場合の判断の公平性・適切性の確保をはかっています。

2021年7月から2021年12月までの間に支払審査委員会を2回開催し、計5件の事案を審査しました。このうち、お支払対象に該当しないと判断した事案は4件でした。
お支払対象に該当しないと判断した主な事案の概要は次の通りです。

保険の種類	事案の概要
人身傷害保険	<ul style="list-style-type: none">● 被保険者が走行中の軽ワゴン車の後部左側の座席から右側の座席に移動するとともにスライドドアを開けたことにより車外に転落し死亡しました。● 被保険者は精神疾患の既往があり、ドアを自らの意思で開けた場合は事故の偶然性がないこと、自らの意思ではなかった場合は精神疾患の疾病先行によることを理由として、人身傷害保険のお支払対象に該当しないと判断しました。
人身傷害保険	<ul style="list-style-type: none">● 被保険者が、直線道路を走行中にセンターラインオーバーし対向車と衝突した事故により負傷しました。● 被保険者に心疾患を誘発する可能性のある既往症があり、センターラインを跨いだ状態で対向車を回避する動きもなく衝突している事故の状況から事故発生前に脳梗塞を発症していた疾病先行による事故として、人身傷害保険のお支払対象に該当しないと判断しました。
人身傷害保険	<ul style="list-style-type: none">● 被保険者が、T字路を右折した際に交差点角の街路灯に正面衝突した事故により負傷しました。● 事故発生前の身体的異変および事故発生状況から事故発生前に脳梗塞を発症していた疾病先行による事故として、人身傷害保険の対象となる事故ではなく、お支払対象に該当しないと判断しました。
人身傷害保険	<ul style="list-style-type: none">● 被保険者が、信号待ち停車後に急発進して左前方の電柱に衝突した事故により受診するも事故当日および翌日の検査とも異常所見なく、就労復帰しましたが、帰宅後に自宅で死亡しました。● 死亡の原因は各種検査所見から外傷によるものではないと考えられることおよび事故発生は疾病先行によるものであることから人身傷害保険の対象となる事故ではなく、お支払対象に該当しないと判断しました。